|  |  |
| --- | --- |
| 事業者番号 |  |

様式１

届出する日

令和　３年　１月１８日

近畿運輸局長　殿

住　　　　所　滋賀県守山市木浜町２２９８－４

氏名又は名称　滋賀県トラック運送株式会社

代表者の氏名　代表取締役　滋賀一郎

電話番号　０７７－５８５－８０８０

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

　一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、貨物自動車運送事業報告規則第２条の２の規定に基づき届出いたします。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住　　　　所　滋賀県守山市木浜町２２９８－４

氏名又は名称　滋賀県トラック運送株式会社

代表者の氏名　代表取締役　滋賀一郎

２．事業の種別

燃料サーチャージを設定する場合は✔（設定は任意）

　　　一般貨物自動車運送事業

３．設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

　　　全国

４．設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

　　　種　　類　　貸切運賃　　燃料サーチャージ　（別添１のとおり）

新）運賃及び　　一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和２年国土

　　　料金の額　　交通省告示第575号）のとおり

近畿以外にも営業所等を有し標準運賃を適用する場合は該当地域にも✔

　　　　　　　　（適用）北海道　東北　関東　北陸信越　中部

近畿　中国　四国　九州　沖縄

　　　適用方法　　別添２のとおり

旧）Ｈ２運賃　Ｈ６公示運賃　Ｈ９公示運賃　Ｈ１１公示運賃

自社が直近に届出した運賃に✔

ご不明な場合は協会へお問合せ下さい

その他（別添３のとおり）

５．実施日

　　　令和　３年　１月　１日より実施

運賃を変更した日から３０日以内の届出となりますので、上記届出する日と同日又は以前の日として下さい